

## 介護現場における多様な働き方導入モデル事業実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱（平成27年7月10日付け27地福第319号、27介第210号。以下「交付要綱」という。）に基づき、リーダー的介護職員の育成を行うとともに、多様な人材層（若者・女性・高齢者）を対象とした多様な働き方や柔軟な勤務形態（朝夕のみ、夜間のみ、季節限定のみの勤務、兼業・副業、選択的週休三日制等）を介護事業所が導入することにより、効率的・効果的な事業運営を図り、広く他の介護事業所の参考となるような取組を行う事業に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2 補助金の交付を受けることができる者は、県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業所を営む者（以下「補助対象者」という。）とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、前条に定める補助事業者が実施する、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 事業の企画や分析等を行う企画評価委員会の設置、運営
- (2) 地域の特性を踏まえ、介護助手等多様な人材を呼び込むとともに、OJT等により育成する取組
- (3) 介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（平成31年3月厚生労働省老健局）を踏まえ、外部コンサルタントや職能団体、事業者団体等による助言を得ながら実施する以下の取組
  - ア. リーダー的介護職員等の人材育成（マネジメント、認知症の症状や終末期の看取りへの対応、地域包括ケアを見据えた多職種連携等）やキャリアパスの明確化（介護助手、介護職員の定着促進、キャリアアップ等）
  - イ. 利用者の重度化予防、自立支援（状態変化への気づき、コミュニケーション等）
  - ウ. 介護職員のキャリア、専門性に応じたサービス提供体制のもとでの、多様な人材によるチームケアの実践（清掃・配膳・見守り等の周辺業務と専門性の高い業務との切り分け等業務分担の整理、能力に応じた業務への適切な配置等専門性の高い人材が能力を最大限に発揮できる仕組みの構築、利用者の自立支援・満足度等サービスの質向上への取組、多職種連携の深化、その他必要な職場環境の整備）
- (4) 一連の実践を踏まえた効果の検証、さらなる改善点の検討
- (5) その他本事業の目的を達成するため、県が必要と認める取組

2 補助事業者は、原則として前項各号の補助事業を全て行うものとする。

(補助対象経費)

第4 補助金の交付の対象となる経費は、交付決定のあった年度内の事業実施に必要な交付要綱別表に掲げるものとする。

2 前項の補助対象経費を算定するに当たっては、補助事業のみで使用されることが特定、確認できないものや、補助事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、適正な補助事業遂行の観点から補助対象外となるため、次の各号を踏まえて、適切に算定すること。

(1) 補助事業のうち、介護助手等に要する人件費については、適正に執行する必要があることから、当該事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該事業との従事状況（勤務時間数等）を区分すること。また、その従事状況を踏まえて適切に按分すること。

(2) 補助事業以外の用途(他の補助事業や自主事業等)にも使用する共通的な経費は、当該事業に係る経費のみを按分して適切に算出すること。

(補助基準額)

第5 補助基準額は、1事業所あたり500万円とする。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。